

幌延町税等収納対策推進本部より

町税、公営住宅料、保育料、水道料、下水道料、介護保険料の

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあることに気付いたり、うっかり確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。もう一度確認をしてください。

税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告」により正しい税額に修正してください。

また、確定申告をしなければならぬのに、申告を忘れたときは、直ちに確定申告（期限後申告）をしてください。

なお、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」により正しい税額へ訂正することができます。

●不明な点は、稚内税務署

☎0162-133-11155

📍お問合わせください。

納め忘れはありませんか？

●納め忘れの方は担当係へご相談下さい。

固定資産税における情報開示に係る縦覧制度の見直し (平成16年度分の固定資産税から適用)

1. 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿の作成

市町村長は、毎年3月31日までに、次の事項を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を作成しなければならないこととする。

- ①土地価格等縦覧帳簿 所在、地番、地目、地積、価格
- ②家屋価格等縦覧帳簿 所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

2. 縦覧帳簿の縦覧

市町村長は、毎年4月1日から当該年度の最初の納期限の日（6月30日）以後の日までの間、土地価格等縦覧簿を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者に対し、家屋価格等縦覧簿を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならないこととする。

●固定資産課税台帳の閲覧制度の創設

市町村長は、納税義務者その他の者（借地借家人等）の求めに応じ、固定資産課税台帳のうち、これらの者に関する固定資産について記載について記載されている部分を閲覧に供しなければならないこととする。

●固定資産課税台帳記載事項の証明制度の創設

市町村長は、納税義務者その他の者（借地借家人等）の請求があったときは、固定資産課税台帳に記載された事項のうち、これらの者に関する固定資産に関する一定の事項を証明しなければならないこととする。

3. 土地又は家屋に対して課する固定資産税を徴収しようとする場合には、課税明細書を納期限の10日前までに納税者に送付しなければならない。